

2022年（令和4年）8月17日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会 長 福 田 健 次

## 勸 告 書

申立人 X 氏（以下「申立人」という。）より当会宛になされた人権救済申立てについて、当会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり、勧告します。

### 第1 勧告の趣旨

裸眼視力が矯正を必要とする被収容者に対し、自弁のコンタクトレンズと眼鏡の併用を認めるよう勧告する。

### 第2 勧告の理由

#### 1 争いのない事実

- （1）申立人は、裸眼視力が左0.02（矯正視力1.0）、右0.02（矯正視力0.6）、老眼は左「S+1.5」、右「S+1.5」であり、視力矯正のために、眼鏡等の補正器具使用の必要性があった。そのため、刑務所に収容される前の社会生活においては、補正器具として主としてコンタクトレンズ（1日使い捨てタイプ）を使用し、眼の不調時等には眼鏡を使用するなどして、コンタクトレンズと眼鏡を併用していた。

(2) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）第42条第1項は、「被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする」と規定し、「次に掲げる物品」として、「眼鏡その他の補正器具」（同項第一号）を定めている。

(3) 貴所は、刑事収容施設法第42条第1項第一号に定める「眼鏡その他の補正器具」について、被収容者にコンタクトレンズ又は眼鏡のいずれかの選択を認める一方で、「被収容者に本条の物品を使用させるのは使用する必要があるときに限られ、数量的にも必要な範囲内に限られる」（林眞琴ほか・逐条解説刑事収容施設法（第3版）153頁）から、コンタクトレンズと眼鏡のいずれかの使用を許可すれば、通常、被収容者が補正器具を使用する必要性は充足されるとして、申立人に対し自弁による他の補正器具の使用を許可していない。

(4) 申立人は、貴所の上記運用に従い、補正器具としてコンタクトレンズを使用することを選択した。その結果、申立人は、貴所に収容されている期間、自弁眼鏡の使用を一切認められていない。

## 2 当会の判断

(1) 本来、受刑者も、個人として尊重され、憲法第13条に定めるとおり、公共の福祉に反しない限り、生命、自由及び幸福追求に対する権利について最大の尊重を受けるものであり、また、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲法第25条）も保障されている。

適切に視力の矯正を行った上で日常生活を営む権利は、個人として尊重され、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の実現にとって不可

欠であり、それは受刑者においても同様である。

かかる権利の制約が許されるのは、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上、必要性、合理性のある場合に限られなければならない。刑事収容施設法第42条第1項も、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き」眼鏡その他の矯正器具は自弁のものを使用させると定めている。

(2) 一般に、視力矯正用の眼鏡とコンタクトレンズは、視力の補正器具という点では同じであるが、強い近視や遠視の場合は、眼鏡では矯正しきれないので、コンタクトレンズの選択が推奨されている。また、近視や遠視の度数の差が左右の目で大きい場合も、眼鏡では物の大きさが違って見えることがあるので、コンタクトレンズの選択が推奨されている。

一方、コンタクトレンズは、アレルギー症による結膜炎の場合やドライアイなど角膜に障害が生じた場合には装用できない。また、長時間コンタクトレンズを連続使用した後や就寝の際には同レンズを外すことになる。

申立人は、刑務所に収容される前の社会生活においては、補正器具として主としてコンタクトレンズ（1日使い捨てタイプ）を使用し、眼の不調時等には眼鏡を使用するなどして、コンタクトレンズと眼鏡を併用していた。

(3) 貴所においては、視力矯正器具としてコンタクトレンズの使用を認めているが、申立人の裸眼視力は両眼とも0.02しかいないため、コンタクトレンズが装用できない場合には、不十分な視力での生活を強いられる。

その場合、眼鏡との併用を認めなければ、コンタクトレンズを外した時、主に夜間にトイレを利用する等一定距離の移動が必要となる場合や、

不測の事故等が発生して急ぎ避難しなければならない場合に、コンタクトレンズの装用はできないか、事実上著しく困難であり、視力矯正されていない裸眼の状態で行動せざるを得ず、転倒等による怪我のおそれや、適切な避難行動をとることができないおそれがある。

(4) この点、貴所も、コンタクトレンズと眼鏡の併用が管理運営上支障を生ずるおそれがあるとは回答しておらず、現実にはそのような事情も認められない。適切な視力矯正のために、申立人がコンタクトレンズと眼鏡を併用する必要性があることを考慮すると、申立人に対し、コンタクトレンズと眼鏡の併用を認めないことに、必要性も合理的な理由も認められない。

(5) したがって、いずれか1点のみの使用しか認めない貴所の運用は、刑事収容施設法第42条第1項に違反し、憲法第13条及び第25条が保障する視力の矯正を適切に行った上で日常生活を営む権利を侵害するものであると判断し、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以 上